

○財務省告示第二百五十一号

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し不当廉売関税を課する期間として
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したの
で、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の
とおり告示する。

令和七年九月十七日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型
式及び特徴

（一）品名、銘柄及び型式 法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピ
ル）ホスフェート

（二）特徴 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃材
に使用される。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間